

鳥羽市地域公共交通会議設置要綱

制定	平成18年12月28日	告示第86号
改正	平成19年3月30日	告示第19号
	平成20年3月28日	告示第16号
	平成21年1月27日	告示第7号
	平成21年5月29日	告示第44号
	令和4年2月18日	告示第12号
	令和6年3月27日	告示第27号

(目的)

第1条 鳥羽市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 公共交通政策の総合的な推進に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定及び評価に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 鳥羽市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項第3号に規定する事項のうち一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金等に関する議決については、第7条に規定する運賃分科会で行うものとする。

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 三重県における関係行政機関の職員
- (8) 定期航路事業者
- (9) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 会計 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、前条第1項第1号に掲げる者とし、交通会議を代表する。

3 会計及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、交通会議の議長となる。

3 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 交通会議の議決の方法は、合意を原則とする。ただし、協議が調わないときは出席委員の多数決によるものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

6 委員が、やむを得ない事由のため交通会議に出席できないときは、会長を除いて、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。

7 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に合意又は議決行為を委任することができる。

8 会長は、運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

9 交通会議は、原則として公開とする。

10 交通会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(幹事会)

第6条 交通会議に、次の表の左欄に掲げる幹事会を置き、これらの幹事会の所掌事務は、第2条第2号に規定する交通会議の協議事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる旅客運送に係るものを協議することとする。

バス幹事会	バスによる旅客運送
定期航路幹事会	定期航路の船舶による旅客運送

2 前項の表の左欄に掲げる幹事会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 会長は、第1項の表の左欄に掲げる幹事会のいずれにも属するものとし、これらの幹事会の事務を掌理する。

4 交通会議は、その定めるところにより、幹事会の議決をもって交通会議の議決とすることができる。

5 前条の規定は、幹事会の運営に準用する。

(運賃分科会)

第7条 第2条第2項に定める運賃分科会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 運賃・料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

2 運賃分科会に会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

3 運賃分科会の運営その他必要な事項は、運賃分科会の会長が定め、必要に応じて会議を招集す

る。

- 4 運賃分科会において協議をするときは、あらかじめ、パブリックコメント手続その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講じるものとする。
- 5 運賃分科会の議事は、全会一致をもって決する。
- 6 運賃分科会は、原則として非公開とする。
- 7 運賃分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。
- 8 第5条第6項から第8項まで及び第10項の規定は、運賃分科会の運営に準用する。

(報償)

第8条 交通会議に出席した委員に対しては、予算の範囲内で報償を支給する。ただし、官公庁の職員である者及び利害関係団体を代表する者については、適用しないものとする。

(守秘義務)

第9条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後においても同様とする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第11条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮ったうえで定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年12月28日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第19号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日告示第16号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日告示第7号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日告示第44号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月18日告示第12号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第27号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。